

1. 件名: 実施計画の審査の進捗状況等に係る面談
2. 日時: 令和2年7月14日(火)16時00分～17時10分
3. 場所: 原子力規制庁18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

竹内室長、澁谷企画調査官、林田管理官補佐、松井安全審査官、

市森審査係、田上係長、久川係員

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクトマネジメント室 担当 5名

(ウェブ会議システムにより参加)

5. 要旨

東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、資料に基づき以下について説明があった。

- 実施計画変更認可申請の状況および今後の申請予定
- 「措置を講ずべき事項」における解体・撤去に関する解釈と実施計画における対応について
 - ✓ 「措置を講ずべき事項」において、施設の解体・撤去の方法を実施計画に記載することを求めていることへの対応について、今後の既設設備の解体・撤去工事については、原子炉等規制法四十三条の三の五第二項第五号の記載の施設等のみを実施計画の認可対象とすることとしたいが、原子力規制庁の見解を聞かせて欲しい。

○原子力規制庁は、実施計画変更認可申請に係る状況について東京電力と認識を共有するとともに、以下についてコメントした。

【「措置を講ずべき事項」における解体・撤去に関する解釈と実施計画における対応について】

- 福島第一原子力発電所においては、原子炉設置許可申請書本文第五号に記載のない設備・機器において汚染の度合いが高く解体時のリスクの高いものが存在する可能性が考えられる。それらについては解体の際の安全上の措置について審査する必要がある。提示された方針では確認が必要となる既設施設等の解体・撤去工事が漏れる可能性があるため、過去の事例等を含めて今後の扱いについては検討する。

また原子力規制庁は、特定原子力施設監視・評価検討会における東京電力の本社側の参加方法について以下のとおりコメントした。

- 第 82 回会合において、原子力規制庁内の別の会議室から 13 階 A 会議室に

WEBEX を接続して参加することについてはやむを得ないが、第 83 回会合までに東京電力の通信環境を改善することを真剣に検討すること。

6. 資料

- 実施計画変更認可申請の状況および今後の申請予定
- 「措置を講ずべき事項」における解体・撤去に関する解釈と実施計画における対応について

以上